

景観形成基準

【工作物】

配置	<ul style="list-style-type: none">●優れた景観が眺望できる場所では、眺望を妨げないよう配慮する。●敷地の周囲には緩衝帯となる緑や空地を配置する。●周辺の土地利用や景観との調和に配慮した配置とする。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none">●周辺の土地利用や景観との調和に配慮し、突出感や違和感を緩和するような形態意匠とする。●建物と一体に建設する場合は、建物本体と調和するようデザインする。●長大な面を生じる場合には、単調にならないよう工夫する。●特徴的な素材や形態をいかした景観の演出にも配慮してデザインする。●時間の経過とともに趣を深める耐久性のある素材を用いる。●多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。●上記のほか、外装の色彩は別に定める色彩基準を満たすものとする。
夜間照明	<ul style="list-style-type: none">●暖かみのある光源を用い、シンボルやランドマークとしての演出にも配慮した照明方法等を工夫する。●点滅する光源は使用しない。ただし、他の法令により規定されている光源や、景観上支障がないと市長が認めるものは除く。